

国際空港・海港における水際検疫の概要

- 海外から口蹄疫、アフリカ豚熱等の侵入を防ぐため、空港及び海港において入国者の靴底消毒・車両消毒、旅客への注意喚起、検疫探知犬を活用した手荷物検査などの動物検疫措置を徹底。
- 2020年3月に家畜伝染病予防法が改正され、2020年7月1日より、出入国者に対する質問、携帯品の検査や、違法畜産物を廃棄することが可能となり、ウイルス侵入防止措置を一層強化。

発生国・地域



STOP



国際空港及び海港における旅客に対する水際対策

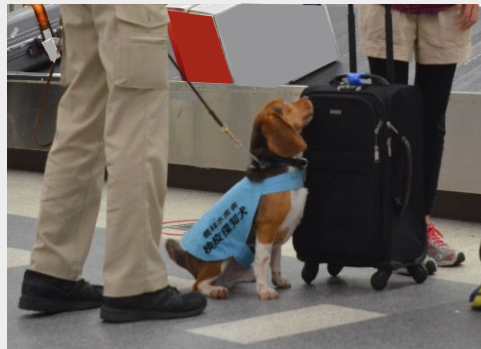
動物検疫に関する 注意喚起



発生国からの入国者への 質問の実施



動植物検疫探知犬による 手荷物検査



消毒マットを用いた 靴底消毒



Q 1.
過去1週間以内に牛、豚、
鶏などの家畜に接触したり
、牧場、と畜場などの畜産
施設に立ち寄りましたか？

Q 2.
家畜やその糞尿、牧場等の
土に触れた衣類や靴などを
所持していますか？ ハム
、ソーセージなどの肉製品
を所持していますか？

Q 3.
日本国内で、1週間以内に
家畜に触れる予定がありま
すか？

(必要に応じ、英語、中国語、
韓国語等を記載した資料を使用)

水際対策の強化について

- 令和2年7月に改正家畜伝染病予防法施行。水際検疫における家畜防疫官の権限を強化（輸入禁止品に係る廃棄権限の付与等）。
- 令和2年度末に全国で検疫探知犬を140頭へ増頭。
- 平成31年4月から有識者、警察等に相談の上、携帯品検査の対応を厳格化。
- 令和4年5月31日までに携帯品検査においては6件9名、郵便物検査においては1件3名の逮捕事例。

○携帯品検査における家畜伝染病予防法違反（輸入禁止品の持込み）による逮捕事例 <令和4年5月31日時点>

逮捕日	国籍	違法持込み日・違反品	警告書交付日
令和元年7月21日	ベトナム人1名	令和元年6月13日 (羽田空港、かも目の卵約25kgと偶蹄類の肉約10kg)	警告書1回目: R元. 6. 13
同 8月6日	日本人2名	①令和元年5月17日 (福岡空港、ソーセージ等91.9kg)	警告書1回目: R元. 5. 10
		②令和元年5月31日 (中部空港、豚鶏肉調製品20.2kg)	警告書2回目: R元. 5. 17 警告書3回目: R元. 5. 31
同 9月3日	タイ人1名	令和元年9月3日 (羽田空港、ソーセージ1.0kg)	警告書1回目: R元. 6. 1 警告書2回目: R元. 8. 24 警告書3回目: R元. 9. 3
同 10月15日	ベトナム人3名	令和元年6月下旬から8月中旬にかけて複数回 (関西空港、豚肉・犬肉等 計24.9kg)	(略)
令和2年1月21日	タイ人1名	令和元年11月25日 (成田空港、ソーセージ10.5kg)	警告書1回目: R元. 11. 10 警告書2回目: R元. 11. 25
同 3月6日	台湾人1名	令和元年11月14日 (中部空港、血餅 計50kg)	警告書1回目: R元. 11. 2 警告書2回目: R元. 11. 14

○摘発上位国の状況【携帯品】<令和3年(速報値)>

	国名	件数(件)	重量(kg)
1	中国	3,973(21.2%)	2,602(20.0%)
2	アメリカ	2,160(11.5%)	749(5.8%)
3	韓国	1,860(9.9%)	2,043(15.7%)
4	フィリピン	1,662(8.9%)	982(7.6%)
5	ベトナム	794(4.2%)	707(5.4%)
6	タイ	671(3.6%)	416(3.2%)

○摘発上位国の状況【郵便物】<令和3年(速報値)>

	国名	件数(件)	重量(kg)
1	中国	43,004(84.4%)	65,732(76.2%)
2	ベトナム	3,391(6.7%)	16,493(19.1%)
3	アメリカ	1,228(2.4%)	549(0.6%)
4	タイ	542(1.1%)	679(0.8%)
5	モンゴル	497(1.0%)	389(0.5%)
6	インドネシア	327(0.6%)	707(0.8%)

- 罰則規定
 ・家畜伝染病予防法違反：**3年以下**の懲役又は**300万円以下**
(法人の場合5,000万円以下)の罰金
 (第36条第1号第1項(輸入禁止)違反)

○郵便物検査における家畜伝染病予防法違反（輸入禁止品の持込み）による逮捕事例 <令和4年5月31日時点>

逮捕日	国籍	違法持込み日・違反品
令和4年2月28日 3月1日	中国人3名	令和3年5月～6月 (関西空港、肉製品 計395.5kg)

動植物検疫探知犬の概要

検疫探知犬とは・・・

- ・手荷物の中から動物検疫の検査を必要とする肉製品や農産物を嗅ぎ分けて発見する訓練を受けた犬。
- ・日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入。
- ・アジアのアフリカ豚熱発生国等からの高リスク便の旅客等の検査に対応するため、主要空港だけでなく、地方空港への配備も進め、令和2年度末には、全国で140頭体制を構築

探知業務



対象物を発見すると、座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官（動物検疫所職員）が手荷物検査を実施。

検疫対象物

肉類

ハム、ソーセージ類



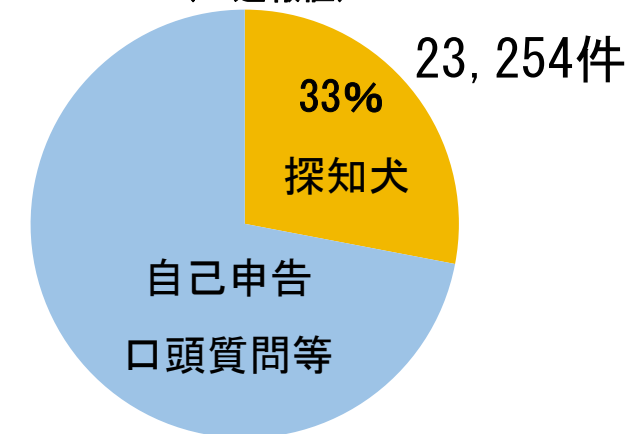
餃子等の肉製品

果物



動植物検疫探知犬の禁止品探知実績

(R3速報値)




携帯品及び郵便として持ち込まれた禁止品等（69,714件）の33%

参考：年度毎の探知犬配置総数

H17	H27	H30	R1	R2		
				7月	12月	3月
2	18	33	53	96	105	140

動物検疫に関する多言語広報ポスター


- 海外における疾病の発生状況やトピックスを踏まえつつ、旅行客が肉製品等を持ち込まないことを国内外に広く周知するため、職員が広報用ポスターを多言語で作成し、各空海港に掲示。
- 動物検疫所のホームページに容易にリンクできるように、各ポスターにはQRコードを添付。



NO

BRINGING MEAT PRODUCTS INTO JAPAN IS PROHIBITED.

JUST DECLARE IT OR FINES AND IMPRISONMENT.

CHECK! 

日本への肉製品は持込禁止

STOP

肉製品は持込禁止

輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。



海外から畜産物を違法に持ち込むと、3年以下の懲役又は300万円以下(法人の場合5,000万円以下)の罰金の対象になります。畜産物には加糖調味品、真空パック、免稅店で購入したのものも含まれます。

 [詳しくは Web で](#)

農林水産省 動物検疫所

Quarantine Service

Cảnh báo!!

Thông báo quan trọng từ Cơ quan Kiểm dịch động vật của Chính phủ Nhật Bản

Do phát sinh bệnh dịch tả lợn châu Phi v.v. tại Việt Nam v.v. từ ngày 22 tháng 4 năm 2019


Nhật Bản sẽ kiểm soát chặt chẽ việc đem các sản phẩm thịt một cách bất hợp pháp vào trong nước

Dù có tự nguyện bỏ sản phẩm hay không thì Cơ quan chức năng cũng sẽ xử lý nghiêm khắc việc mang sản phẩm thịt trái phép vào Nhật Bản

- ◆ **Thịt bò, thịt lợn, trứng gà v.v. và các thực phẩm chứa những sản phẩm này (sản phẩm thịt)** dù đã qua chế biến như nấu chín v.v. cũng không được phép nhập khẩu từ Việt Nam vào Nhật Bản. **Xin vui lòng không đem các sản phẩm này vào Nhật Bản.**
- ◆ Trường hợp mang các sản phẩm thịt vào Nhật Bản bằng hành lý xách tay sẽ là đối tượng bị xử phạt, **trường hợp không khai báo khi nhập khẩu sẽ bị xử lý nghiêm khắc hơn.**

Theo luật của Nhật Bản (Luật phòng chống bệnh truyền nhiễm ở gia súc), **Trường hợp đem sản phẩm thịt vào Nhật Bản không qua kiểm tra nhập khẩu sẽ bị phạt tù dưới 3 năm hoặc bị phạt tiền dưới 3 triệu Yên**

Cơ quan kiểm dịch động vật,
Bộ Nông Lâm Ngư nghiệp Nhật Bản



動物衛生に関する国際連携

- 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）、口蹄疫（FMD）等の越境性動物疾病（TADs）や薬剤耐性（AMR）対策は、国際的な協力が不可欠であるという共通認識のもと、国際機関、G7の枠組み、獣医当局間および研究所間で連携して活動を行っている。
- また、HPAIやFMD等が継続的に発生している近隣諸国との協力関係を強化し、疾病情報の共有、防疫対策等の向上を強力に推進することにより、アジア地域の疾病の発生拡大を防止し、我が国への侵入リスクを低減。

国際機関との連携

任意拠出金等を通じて以下の活動を支援

- **国際獣疫事務局（OIE）**
 - GF-TADs（OIEとFAOによる越境性動物疾病防疫のための世界的枠組み）の下で行われるアフリカ豚熱（ASF）等の越境性動物疾病の防疫対策
 - 疾病情報の集約・分析、発信活動の強化
 - アジア太平洋地域における薬剤耐性対策及び人獣共通感染症対策
- **国際連合食糧農業機関（FAO）**
 - 動物衛生危機管理センター（EMC-AH）への専門家派遣及び活動支援
 - 牛疫ウイルス・牛疫ワクチンの保管体制整備

G7の枠組みにおける協力

- **G7首席獣医官フォーラム**
 - 2016年4月のG7新潟農業大臣会合宣言に基づき開催

	テーマ	場所	時期
第1回	AMR	東京	2016年11月
第2回	鳥インフルエンザ	ローマ	2017年10月
第3回	ASF	パリ	2019年5月
第4回	野生動物	オンライン	2021年5月

日中韓の協力

- **FMD・HPAIに関する東アジア地域シンポジウム**
 - 2011年から、東アジア地域におけるTADsの拡大防止に向けた情報交換を実施
- **越境性動物疾病への対応に関する協力**
 - 3か国大臣級で署名された「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」（2015年9月）に基づき、情報共有等の国際協力を実施
- **出入国旅客の携帯品検査等の協力強化**
 - 農林水産省と中国海関総署との間で「出入国旅客の携帯品及び郵便物の検査及び検疫の強化に関する協力覚書」に署名（2019年11月）

獣医研究所間の国際研究協力覚書（MOU）締結

- 農研機構 動物衛生研究部門（日本）
 - ⇨ロシア 2016年、2020年
 - ⇨ベトナム 2017年、2018年
 - ⇨ポーランド 2018年
 - ⇨カナダ 2019年
 - ⇨モンゴル 2020年
 - ⇨台湾 2020年
 - ⇨韓国 2021年